

議案第 13 号

宇治市火災予防条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市火災予防条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市火災予防条例の一部を改正する条例

宇治市火災予防条例（昭和48年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「火災に関する警報」を「火災に関する注意報の発令等及び火災に関する警報」に、「制限（」を「制限（第28条の2・」に改める。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、まき又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
ただし、まきを熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火

器を設置したときは、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第3章第4節の節名中「火災に関する警報」を「火災に関する注意報の発令等及び火災に関する警報」に改め、同節中第29条の前に次の1条を加える。

（火災に関する注意報の発令等）

第28条の2 市長は、気象の状況が火災の予防上注意を要する場合として別に定める基準に該当する場合には、火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、本市の区域内に在る者は、火気を使用する場所の付近に放置され、又はみだりに存置された可燃性の物品の除去その他火災予防上必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第29条各号列記以外の部分中「火災に関する警報」を「火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、同条第7号を削る。

第29条の7第1項第1号中「その他の」を「、感震ブレーカーその他の」に改める。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第44条各号列記以外の部分中「消防署長」を「消防長又は消防署長」に改め、同条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。
。

第45条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年3月31日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。